

令和元年 10 月 21 日

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和元年台風第 19 号に伴う災害の被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

○お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

○お客さま専用フリーダイヤル **0120-331-788**

※ 受付時間：月-金 10 時から 17 時まで(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

法適用日	災害救助法適用 市町村	備考
10 月 12 日	【岩手県】 6 市 5 町 3 村 【宮城県】 1 4 市 2 0 町 1 村 【福島県】 1 3 市 3 0 町 1 2 村 【茨城県】 2 4 市 6 町 【栃木県】 1 1 市 8 町 【群馬県】 1 2 市 1 3 町 5 村 【埼玉県】 2 9 市 1 8 町 1 村 【千葉県】 5 市 1 5 町 1 村 【東京都】 7 区 1 7 市 4 町 1 村 【神奈川県】 1 1 市 7 町 1 村	令和元年台風第 19 号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

	【新潟県】 3市 【山梨県】 10市6町4村 【長野県】 16市14町14村	
10月12日	【栃木県】 2市	※災害救助法施行令第1条第1項第2号適用 ※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
10月12日	【静岡県】 1市1町	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
【留意事項】 台風第15号において災害救助法が適用された千葉県及び東京都の市町村については、令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、台風第19号においても災害救助法が適用されているもの。なお、令和元年台風第19号に伴う災害は、「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により特定非常災害に指定されており、上記市町村も特定非常災害の対象となる。（令和元年10月18日公布・施行）		

適用市町村 14都県391市区町村（※赤字：令和元年10月19日追加）

適用地域については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上